ニュースコンテナー記事 No. 3 ■ 発行 2019.6.10

## ストックホルム条約第9回締約国会議(COP9)にて PFOS 等の適用除外見直しについて



2019 年 4 月 29 日~5 月 10 日にジュネーブ(スイス)において、残留性有機汚染物質(POPs)に 関するストックホルム条約(POPs 条約)の第 9 回締約国会議(COP9)が開催され、 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩及びペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド (PFOSF)について、認めることのできる目的及び個別の適用除外の見直しについての議論が行われ ました。

2009 年の第 4 回締約国会議(COP4)で附属書 B(制限)に追加され、既に発効している ペルフルオロオクタン酸 (PFOS) とその塩及びペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド (PFOSF) (主な用途:界面活性剤、泡消火薬剤)については、いくつかの用途に対して認めることのできる目的 及び個別の適用除外が条約上で規定されています。今回の締約国会議では、これらの適用除外等が 引き続き必要であるか否かの見直しが行われました。

その結果、代替可能な製品の状況等を考慮し、認めることのできる目的として「ハキリアリの防除 に用いられる防虫剤」、個別の適用除外として「リサイクルに限定された金属めっき (硬質金属めっき)]及び「液体燃料から発生する蒸気の抑制及び液体燃料による火災のために配備 されたシステム(移動式及び固定式の両方を含む。)における泡消火薬剤」に限られることになりまし た。

当社では、PFOS、PFOAの分析を行っております。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合 わせください。

資料 2019 年 5 月 14 日付 経済産業省ニュースリリース

分析技術箇所 長谷川知草

The Knights of Environmental Science PCB廃棄物を保管するお客様へ

内藤環境管理株式会社保管・処分の状況および高濃度PCB使用製品の廃棄見込みについての届出を

お忘れないようご注意ください。

期日は6月30日まで、届出先は管轄する都道府県市の長です。 http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR07005.pdf

